

3月定例会市議会の議決結果

1 条例等

1	三木市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について 市から医療機関へ出産育児一時金を支給する「直接支払制度」導入に伴い、同資金の貸付実績がなく、今後も制度の利用が見込めないことから、本条例を廃止する。	可決 (全会一致)
2	三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、また、健康保険証が廃止され、福祉医療費助成の認定に必要な健康保険資格を特定個人情報の提供により確認することに伴い、所要の改正を行う。	可決 (賛成多数)
3	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 職員の夏季休暇について、業務等の事情により7月から9月までの期間に取得できない場合、休暇の使用可能期間を6月から10月に拡大するため、所要の改正を行う。	可決 (全会一致)
4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を導入することに伴い、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員について、その6か月以内に勤務した期間がある場合には、勤勉手当を支給するよう、正規職員と同じ取扱いに改める。	可決 (全会一致)
5	三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 「戸籍法の一部を改正する法律」及び「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号並びに届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料を定める必要があるため、規定を改める。	可決 (全会一致)
6	三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部を改正する政令の公布に伴い、危険物貯蔵所の設置許可申請に係る審査等に関する手数料を改める。	可決 (全会一致)
7	三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 高校生等に係る医療費助成について、現在は入院医療費に限り助成しているところ、通院医療費についても助成できるよう所要の改正を行う。	可決 (全会一致)

8	三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について 令和3年12月に令和4年度から令和6年度まで段階的に税率を引き上げて県が示す標準保健税率に合わせる改定を行ったところであるが、県が改めた令和6年度の標準保険税率に合わせて再度改定する。	可決 (賛成多数)
9	三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準月額を改定するほか、所要の改正を行う。	可決 (賛成多数)
10	三木市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について 令和6年度から生活習慣病予防事業の強化を図ることを目的に、専門職による生活習慣の改善サポート事業専用施設として運用を改めることに伴い、所要の改正を行う。	可決 (全会一致)
11	三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について ひょうご情報公園都市第2期の整備も見据え、本条例の期限を延長し、企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、所要の改正を行う。	可決 (全会一致)
12	道の駅条例の一部を改正する条例の制定について 「道の駅条例」に令和7年春の開駅を目指している「道の駅よかわ」の設置及び管理に関する事項を追加するとともに、所要の規定の整理を行う。	可決 (全会一致)
13	山田錦の館条例の一部を改正する条例の制定について 「道の駅よかわ」の開駅に伴い、有料施設の利用料金の規定を追加するとともに、開館時間の規定を改める。	可決 (全会一致)
14	三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 三木スケートボードパークスケートボード場の閉園時間について、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う。	可決 (全会一致)
15	三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 地方自治法の一部改正に伴う条ずれの整理を行う。	可決 (全会一致)
16	三木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について 水道法の一部改正に伴い、水道事業の権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の規定の整理を行う。	可決 (全会一致)

17	三木市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
	消防団員の確保について、地域の実情を考慮し定数を見直す必要があるため、所要の改定を行う	

18	三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
	非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改める。	

19	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について	可決 (全会一致)
	丹波少年自然の家事務組合の解散及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、規約を改正する必要がある、法律の定めるところにより議会の議決を求める。	

20	工事請負契約の締結について	可決 (全会一致)
	三木市クリーンセンター施設整備・運営事業（設計・施工業務）について、工事請負契約を締結したいので、条例の定めるところにより、議会の議決を求める。	

21	市道路線の廃止について	可決 (全会一致)
22	市道路線の認定について	可決 (全会一致)
	国道175号線に架かる檜山跨道橋の廃止に際し、終点の変更に伴う市道路線の廃止及び新たな市道路線の認定に当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求める。	

23	三木市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
	地方税法等の改正に伴い、令和6年1月1日時点で三木市に住民票登録のある方が、令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産に損失が生じた場合の個人住民税に係る雑損控除について、令和6年度分の住民税から適用できる特例を設けるため条例を改める。	

2 議員提出議案

1	三木市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について	可決 (全会一致)
	市民から信頼される議会をつくり上げるため、議員が、長期間にわたり会議を欠席した場合、または、議員が、刑事事件の被疑者や被告人として、逮捕、勾留などの身体を拘束される処分を受けた場合における、議員報酬及び期末手当の支給についての特例を定める。 具体的には、本会議、委員会、議員総会など、議員が出席すべき会議等を長期間にわたり欠席した場合に、その期間に応じて、報酬を最大で50%、期末手当を最大で50%減額する。 また、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留など身体拘束される処分を受け、議員としての活動ができない状態となった場合に、その期間に応じて報酬及び期末手当の支給を停止する。	

2	三木市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決 (全会一致)
	令和5年4月の地方自治法の一部改正により、地方議会における手続のうち、法令に基づく手続で、書面等を前提とするものについて、オンライン化が可能となったことを受け、会議規則に基づく手続においても、同様に、オンライン化が可能となるよう規則を改める。	

3	三木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
	大規模な災害や、感染症のまん延などの状況に加えて、市議会への多様な人材の参画を見据えて、育児、介護などの事由であっても、オンラインによる委員会を開催できるよう条例を改める。	

3 予算

1	令和6年度三木市一般会計予算	可決 (賛成多数)
	歳入歳出予算の総額を、それぞれ390億5,000万円とする。 (主な内容) ・トカイナカ三木での新生活を応援 [2,940万円] ・統合型校務支援システムの導入及びスクールサポートスタッフの増員 [6,320万円] ・学校給食費（保護者負担）を改定前の価格に据え置き [3,636万円] ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施 [2,168万円] ・高校生世代の通院医療費を無償化 [4,158万円] ・省エネ家電への買い替えを促進 [1,000万円] ・し尿処理施設（クリーンセンター）を改修 [8,976万円] ・中央公民館等複合施設の整備 [2,365万円] ・公民館にWi-Fi環境を整備 [940万円] ・吉川分署の移転、建替え [4億6,980万円] ・ゴルフを核にしたまちづくりの推進 [7,394万円] ・市制施行70周年記念事業を実施 [4,847万円] ・青山7丁目団地再耕プロジェクトの推進 [10億円] ・スマートインターチェンジの整備を推進 [4億1,300万円] ・山田錦の郷の整備を推進 [4億4,000万円]	

2	「令和6年度三木市一般会計予算」に対する修正動議 青山7丁目団地再耕プロジェクト事業の交流施設建設及び運営経費に関する予算を削除するもの	否決 (賛成少数)
3	「令和6年度三木市一般会計予算」に対する附帯決議 青山7丁目団地再耕プロジェクト事業の交流施設建設及び運営経費に関する予算の執行にあたっては、議会や関係住民への十分かつ丁寧な説明を行うとともに、今後、基本構想等の重大事項に対する説明が行われないという同様の事象が起らないように、当局に対して、事業実施までに原因究明と再発防止策を議会に説明するよう決議するもの	否決 (賛成少数)
4	令和6年度三木市国民健康保険特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、それぞれ82億9,900万円とする。 (主な内容) ・ 県が示す標準保険税率と同水準となるよう、市の保険税率を見直す ・ 特定健診の受診率向上につなげるため、特定健診受診者へ健診結果に基づく「健康年齢」を通知する。	可決 (賛成多数)
5	令和6年度三木市介護保険特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、それぞれ78億4,700万円とする。 (主な内容) ・ 第9期介護保険事業計画(R6年度から3年間)の初年度で、介護保険料の基準月額を5,300円に引き上げる。(県内29市で最安レベル) ・ リハビリテーションなどの専門職によるフレイル予防等に特化した短期プログラム(シニアいきいきコース)を開催する。	可決 (賛成多数)
6	令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億2,300万円とする。 (主な内容) ・ 2年ごとの見直しによる保険料率の引き上げ ・ 75歳以上の被保険者数の増加により歳入・歳出ともに増加	可決 (賛成多数)
7	令和6年度三木市学校給食事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億円とする。 (主な内容) ・ 子育て世帯の負担を軽減するため、令和6年度に改定する給食費の増額分を市が支援し、実質的に改定前の金額に据え置き	可決 (全会一致)
8	令和6年度三木市水道事業会計予算 歳出(収益的+資本的)予算の総額を、24億2,188万円とする。 (主な内容) ・ 主要管路を更新し耐震化を推進 ・ 自由が丘配水場の改修(債務負担行為2年目) ・ 配水池ポンプ場等の水道施設の運転管理 ・ 自己水源である深井戸の適切な維持管理 ・ 配水・給水施設の適切な維持管理 ・ 県営水道の受水	可決 (全会一致)

9	令和6年度三木市下水道事業会計予算	可決 (全会一致)
	歳出（収益的＋資本的）予算の総額を、49億1,622万円とする。 (主な内容) ・下水道管及びマンホール蓋の長寿命化 ・吉川浄化センターの長寿命化 ・新たな管理運営方式の導入準備（ウォーターPPP等） ・農業集落排水施設の統廃合による広域化 ・内水浸水想定区域図作成 ・加古川上流流域下水道負担金	
10	専決処分について（令和5年度三木市一般会計補正予算（第7号））	承認 (全会一致)
	歳入歳出それぞれ3億1,086万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ379億7,634万円とする。 (主な内容) ・物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するための給付金を支給 (1) 住民税均等割のみ課税世帯に1世帯あたり10万円を支給 (2) 低所得者の子育て世帯には当該世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円を支給	
11	令和5年度三木市一般会計補正予算（第8号）	可決 (全会一致)
	歳入歳出それぞれ4億1,358万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ375億6,276万円とする。 (主な内容) ・国補正予算を活用した学校施設の改修等 [2億105万円] ・国補正予算を活用した高規格救急自動車の更新 [3,814万円] ・防犯機能付き電話機等の購入費の補助 [500万円] ・民間認定こども園等への物価高騰対策緊急支援 [639万円]	
12	令和5年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可決 (全会一致)
	歳入歳出それぞれ846万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,201万円とする。	
13	令和5年度三木市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決 (全会一致)
	歳入歳出それぞれ6,589万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億6,567万円とする。	
14	令和5年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	可決 (全会一致)
	歳入歳出それぞれ474万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,330万円とする。	
15	令和5年度三木市下水道事業会計補正予算（第2号）	可決 (全会一致)
	歳出（資本的）予算から3,287万円を減額し、23億4,360万円とする。	

4 人 事

1	農業委員会委員の任命につき同意を求めること	同意 (全会一致)
	農業委員会委員の任期が4月30日をもって満了となるため、新たな委員の任命について、議会の同意を求める。	

5 意 見 書

1	ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備に関する意見書	可決 (賛成多数)
---	-----------------------------	--------------

※意見書の概要は別紙のとおり

4月臨時市議会の議決結果

1 条 例 等

1	専決処分について（三木市税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 (全会一致)
	地方税法等の改正に伴い、三木市税条例を改正するもの。 令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1名につき1万円を控除する(定額減税)。 固定資産税について、宅地等及び農地に係る負担調整措置として、令和6年度から令和8年度まで、現行の負担調整措置を継続する。	

2	専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 (全会一致)
	地方税法等の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正するもの。 都市計画税について、宅地等及び農地に係る負担調整措置として、令和6年度から令和8年度まで、現行の負担調整措置を継続する。	

3	専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 (全会一致)
	地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正するもの。 国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げる(22万円→24万円)。 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の額を改める。	

2 そ の 他

1	控訴の提起について	可決 (賛成多数)
	平成30年に発生した台風によって、市が管理する里道上の樹木が倒れ、隣接する建物が一部損壊、また、建物内に保管していた商品にも損害が生じたとして、市に賠償を求める訴訟について、市に約101万円の支払いを命じる判決が下された。市は判決を不服として控訴を提起する。	

ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備に関する意見書

ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備については、企業立地の促進や雇用の確保など地域創生に取り組むため、兵庫県企業庁と三木市は共同で新たな産業団地整備に関する基本合意書を、令和3年5月24日付で締結した。

一方、兵庫県では令和5年9月の県政改革審議会において、今後本格化する地域整備事業会計の企業債償還が課題であるとの指摘がなされた。それを受けて兵庫県企業庁経営評価委員会では、地域整備事業会計の収支見通し等を検証するとともに、今後の地域整備事業のあり方の検討を重ね、令和6年2月2日に「地域整備事業のあり方検討についての報告書」を知事に提出された。これを踏まえて、兵庫県では、個別事業のあり方について検討を進めることとしている。

ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備は、山陽自動車道三木東インターチェンジに近い優れた立地特性を生かした新たな産業の企業立地が期待できる。さらに、市民の働く場の創出など地域の魅力を高める取り組みとして三木市総合計画にも位置づけられた、三木市の活性化にとって大変重要な事業であり、ひいては北播磨地域や県全体の産業の発展や県民生活の向上など、躍動する兵庫の実現に大きく寄与するものである。

よって、兵庫県においては、ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備のあり方を決定されるにあたって、地元市など関係者の意見を丁寧かつ十分に聞くとともに、産業の基盤となる新たな産業団地の整備が確実に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月7日

兵庫県知事 様

三木市議会議長 松原久美子